H26.10.24　第２回標準設定ＷＧ資料（一部修正）

保健事業の広域化等支援方針への位置づけについて

〔背景〕

・現在、広域化等支援方針において保健事業に関する記述なし

・一方、府内の特定健診受診率及び特定保健指導の実施率は、目標値との乖離が大きく、かつ全国平均を大きく下回っており、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上は喫緊の課題

・また、本年４月１日付で「保健事業実施指針」が改正され、データヘルス計画を策定のうえ保健事業の実施及び評価を行うこととされるなど、これまで以上に保健事業の重要性が増加

|  |
| --- |
| 【広域等支援方針への位置づけ】「保健事業（特定健診受診率・特定保健指導実施率）の向上に関する取組み等の実施」と、これに対する「府特別調整交付金での支援」の方針について、第三次広域化等支援方針に位置づけ、特定健診受診率等のさらなる向上に向けた取組みを推進していく。 |

【支援方針における保健事業関係項目】（新旧対照表３ページ）

◎事業運営の広域化

○保健事業の推進

１　特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上

２　データヘルス計画の策定

３　行動変容推進事業

４　府特別調整交付金での支援